

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 日

各地方整備局建政部下水道担当課長 殿
北海道開発局事業振興部都市住宅課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告に係る資料作成等について

「都市浸水被害の報告について」（令和 2 年 4 月 1 日事務連絡）において、各都道府県及び各政令指定都市に対し、都市浸水被害の状況報告へのご協力をお願いしたところですが、地方整備局等におかれましても、地方公共団体からの報告を、都度本省流域管理官付計画係長及び下水道事業課地区担当にご報告していただくとともに、下記の様式を四半期毎（6 月末、9 月末、1 2 月末、3 月末）にとりまとめ、本省流域管理官付計画係長及び下水道事業課の地区担当にご報告をお願いします。なお、四半期毎の報告の期限については、都度メール等でお知らせします。

- 記
- ・提出様式 都市浸水被害報告（整備局集計版）
- ・作業方法 地方公共団体が作成した都市浸水被害報告（様式 1、2、3）にある出力（報告様式）をコピーし、都市浸水被害報告（整備局集計版）に「テキストのみ保持」で貼り付けてください。

以 上

問合せ・提出先
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付
水害対策係長
電話 03-5253-8432（内線 34314）

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 8 日

各地方整備局建政部下水道担当課長 殿
北海道開発局事業振興部都市住宅課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告に係る変更について

「都市浸水被害の報告について」（令和 3 年 4 月 1 日事務連絡）において、地方公共団体からの報告を取りまとめ、四半期毎の本省下水道部への報告をお願いしておりましたが、都市浸水被害報告様式の変更に伴い、四半期毎の報告は中止し、令和 3 年 11 月 8 日以降は、管轄内の報告を対応可能な範囲で取りまとめ、本省流域管理官付水害対策係長に都度報告いただきますようお願いいたします。

- 記
- ・提出様式 都市浸水被害報告（地方自治体提出様式：必要に応じて行・ページ追加）
- ・作業方法 記載例を参考に、各地方公共団体が作成した都市浸水被害報告を必要に応じて行・ページを追加し、対応可能な範囲でファイルをとりまとめた後、報告をお願いいたします。

以 上

問合せ・提出先
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付
水害対策係長
電話 03-5253-8432（内線 34314）

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところですが、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡)で周知しているとおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いします。

なお、本事務連絡の報告とは別に「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡)については、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

下水道事業を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照のうえ、都市浸水被害報告書(様式 1, 2, 3)に必要事項を記入し、ご報告をお願いします。

以 上

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 8 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

都市浸水被害の報告様式の変更について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、これまで、「都市浸水被害の報告について」(令和 2 年 4 月 1 日付事務連絡)において、浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところです。また、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡)で周知しているとおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いしております。

この度、都市浸水被害の報告に係る業務の効率化を図るため、報告様式を簡略化いたしましたので、令和 3 年 11 月 8 日以降については、別紙の要領及び様式に基づき報告をお願いいたします。

なお、本事務連絡の報告とは別に、災害発生時における下水道施設の被害状況の報告については、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(令和 3 年 4 月 1 日付事務連絡)に基づき、従前どおり、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路による浸水対策を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照のうえ、都市浸水被害報告書に必要事項を記入し、ご報告をお願いします。

以 上

都市浸水被害報告 記入要領

1. 目的

公共下水道等（公共下水道、流域下水道、都市下水路）による浸水対策を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体を対象に、浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果、今後の対策予定を把握することを目的とします。

2. 対象等

① この報告の適用対象となる地方公共団体は、公共下水道等（公共下水道、流域下水道、都市下水路）による浸水対策を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体とし、報告の対象となる浸水は、下水道全体計画区域内で発生した浸水とします。

② 外水氾濫のみに起因する浸水被害は報告対象外とします。

③ この報告は、原則として災害発生後3日以内に、都道府県を經由して各地方整備局等
までメールにて送付願います。

ただし、「都市浸水被害の早期報告について」（平成29年7月14日：国土交通省流域管理官付課長補佐事務連絡）において示しているような、社会的影響が甚大な浸水被害（例えば、地下街における浸水被害等）の情報や、その報道内容については、できるだけ早期にお送りいただきますようご協力をお願いします。

④ 3日以内にご提出いただく内容は、その時点で把握可能な範囲の情報を記入してください。なお、確定値が判明した段階等、適宜情報を更新の上送付願います。

⑤ この報告は、1市町村につきそれぞれ1行としますが、写真資料については被害範囲に応じて、複数枚資料提供いただきますようお願いいたします。

⑥ 浸水状況を把握し、その後の対策を検討するため、できるだけ浸水している状況の写真を撮影の上ご報告いただきたいと思います。職員自ら写真等の撮影が困難な場合には、SNSや新聞を活用する等、浸水状況の積極的な把握についてご協力をお願いいたします。（SNSを活用した情報の把握については、以下の資料をご活用ください。）

・災害対応におけるSNS活用ガイドブック（平成29年3月：内閣官房）

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai.html

3. 記入要領

① 発生日時

浸水被害の発生日時を記入してください。

② 被害の状況

速報値・確定値の一方を選択してください。各項目においては、報告時点で分かる範

囲で数字等の記入をお願いします。被害なしの項目に関しては、空欄としてください。

○「床上（戸）」、「床下（戸）」欄

・報告時点で確認済みの床上浸水戸数、床下浸水戸数を記入。

○「道路冠水による通行不能箇所」欄

・冠水等により通行不能となった箇所があれば「○」を選択。

○「地下施設被害」欄

・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した施設の種類、箇所数を記入。

○「人的被害」欄

・報告時点で確認済みの死者数、負傷者数を記入

○「浸水区域」欄

・報告時点で確認済みの浸水区域を「事業計画区域内」、「事業計画区域外（都市下水路含む）」、「両方」から選択。

③ 被害の原因

浸水被害の原因となった出水の原因を「窪地等内水」、「外水由来内水」、「両方」から選択。「外水氾濫」による「外水」を含む場合は、「○」を選択。「窪地等内水」、「外水由来内水」、「外水氾濫」の区分については以下のとおりとします。

・窪地等内水：放流先河川等には余裕があるが、下水道等の排水能力不足により浸水被害が発生したもの

・外水由来内水：下水道等の排水能力はあるが、河川等へ放流できないことにより浸水被害が発生したもの

・外水氾濫：溢水や堤防の決壊等により、浸水被害が発生したもの

④ 降雨状況

時間最大雨量、総雨量について、浸水被害が発生した最寄りの気象台のデータを記入して下さい。

⑤ 計画降雨

計画降雨を記入して下さい。

⑥ 内水氾濫による避難指示の発表

内水氾濫による避難指示を「実施した」、「実施していない」を選択して下さい。

⑦ 備考

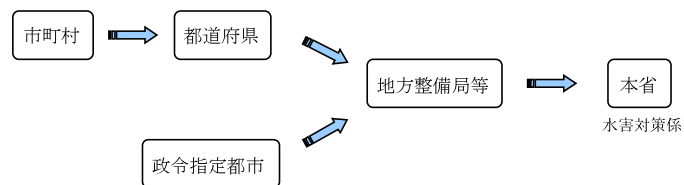
今後・現状の浸水対策への検討状況等を記入して下さい。

⑧ 写真資料について

「写真資料」のシートに、被災状況が判る写真を撮影日・地先名を入力し、添付して下さい。写真を SNS や新聞等を活用して入力した場合には、その旨を記入して下さい。浸水被害状況に応じて、掲載枠を増やして報告して下さい。

【報告体制について】

各市町村（政令指定都市を除く）が作成した報告においては、各都道府県を通して各地方整備局等に、また各政令指定都市が作成した報告においては、各地方整備局等に送付してください。各地方整備局等においてはその内容を本省下水道部に報告することとします。



都市浸水被害報告 記入要領

1. 目的

公共下水道等（公共下水道、流域下水道、都市下水路）による浸水対策を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体を対象に、浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果、今後の対策予定を把握することを目的とします。

2. 対象等

- ① この報告の適用対象となる地方公共団体は、公共下水道等（公共下水道、流域下水道、都市下水路）による浸水対策を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体とし、報告の対象となる浸水は、下水道全体計画区域内で発生した浸水とします。
- ② 外水氾濫のみに起因する浸水被害は報告対象外とします。
- ③ この報告は、原則として災害発生後3日以内に、都道府県を経由して各地方整備局等までメールにて送付願います。

ただし、「都市浸水被害の早期報告について」（平成29年7月14日：国土交通省流域管理官付課長補佐事務連絡）において示しているような、社会的影響が甚大な浸水被害（例えば、地下街における浸水被害等）の情報や、その報道内容については、できるだけ早期にお送りいただきますようご協力をお願いします。

- ④ 3日以内にご提出いただく内容は、その時点で把握可能な範囲の情報を記入してください。なお、確定値が判明した段階等、適宜情報を更新の上送付願います。
- ⑤ この報告は、1市町村につきそれぞれ1行としますが、写真資料については被害範囲に応じて、複数枚資料提供いただきますようお願いいたします。
- ⑥ 浸水状況を把握し、その後の対策を検討するため、できるだけ浸水している状況の写真を撮影の上ご報告いただきたいと思いますが、職員自ら写真等の撮影が困難な場合には、SNS や新聞を活用する等、浸水状況の積極的な把握についてご協力をお願いいたします。（SNSを活用した情報の把握については、以下の資料をご活用ください。）

・災害対応における SNS 活用ガイドブック（平成29年3月：内閣官房）

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai.html

3. 記入要領

① 発生日時

浸水被害の発生日時を記入してください。

② 被害の状況

速報値・確定値の一方を選択してください。各項目においては、報告時点で分かる範

囲で数字等の記入をお願いします。被害なしの項目に関しては、空欄としてください。

○「床上（戸）」、「床下（戸）」欄

- ・報告時点で確認済みの床上浸水戸数、床下浸水戸数を記入。

○「道路冠水による通行不能箇所」欄

- ・冠水等により通行不能となった箇所があれば「○」を選択。

○「地下施設被害」欄

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した施設の種類、箇所数を記入。

○「人的被害」欄

- ・報告時点で確認済みの死者数、負傷者数を記入

○「浸水区域」欄

- ・報告時点で確認済みの浸水区域を「事業計画区域内」、「事業計画区域外（都市下水路含む）」、「両方」から選択。

③ 被害の原因

浸水被害の原因となった出水の原因を「窪地等内水」、「外水由来内水」、「両方」から選択。「外水氾濫」による「外水」を含む場合は、「○」を選択。「窪地等内水」、「外水由来内水」、「外水氾濫」の区分については以下のとおりとします。

- ・窪地等内水：放流先河川等には余裕があるが、下水道等の排水能力不足により浸水被害が発生したもの
- ・外水由来内水：下水道等の排水能力はあるが、河川等へ放流できないことにより浸水被害が発生したもの
- ・外水氾濫：溢水や堤防の決壊等により、浸水被害が発生したもの

④ 降雨状況

時間最大雨量、総雨量について、浸水被害が発生した最寄りの気象台のデータを記入して下さい。

⑤ 計画降雨

計画降雨を記入して下さい。

⑥ 内水氾濫による避難指示の発表

内水氾濫による避難指示を「実施した」、「実施していない」を選択して下さい。

⑦ 備考

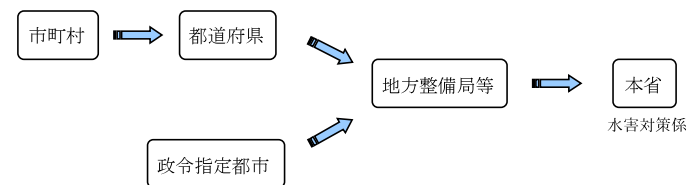
今後・現状の浸水対策への検討状況等を記入して下さい。

⑧ 写真資料について

「写真資料」のシートに、被災状況が判る写真を撮影日・地先名を入力し、添付して下さい。写真を SNS や新聞等を活用して入力した場合には、その旨を記入して下さい。浸水被害状況に応じて、掲載枠を増やして報告して下さい。

【報告体制について】

各市町村（政令指定都市を除く）が作成した報告においては、各都道府県を通して各地方整備局等に、また各政令指定都市が作成した報告においては、各地方整備局等に送付して下さい。各地方整備局等においてはその内容を本省下水道部に報告することとします。



被災状況写真

〇〇市●●番地付近（令和 年 月 日）

※必要に応じて、枠を追加してください

〇〇市●●番地付近（令和 年 月 日）

〇〇市●●番地付近（令和 年 月 日）

[illegible]

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水に起因する事象報告について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、污水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しています。

このような状況に速やかに対処するため、国土交通省は分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定するとともに、「雨天時浸入水対策への取組の推進について」（令和2年1月31日付国水 downstream 第19号）において、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体へ雨天時浸入水対策計画の速やかな策定と、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施をお願いしています。

雨天時浸入水に起因する事象につきましては、今後も発生状況等を継続的に把握する必要があることから、これらの事象が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）としています。

（事象1）処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

（事象2）処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること
(なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性があることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。)

（事象3）処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せず放流または流出すること
(この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。)

2. 報告の内容

別添の雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書（別紙1）に必要な事項を記入の上、ご報告をお願いします。

以 上

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(令和 年 月 日 時 分 現在)

担当: 氏名:

連絡先電話番号: E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	☐ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道
都道府県コード		市町村コード			☐ 流域下水道
発生日時	※推定の場合はその旨記載。				
発生場所	・ 発生場所(処理区)等				
	・ 放流先河川名(海域名)				
	☐ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)				
施設損傷について	☐ 有 ☐ 無 施設・設備名: 供用年数 年 / 耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)				
事象類型	☐ ① 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流 ☐ ② 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出 ☐ ③ 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出 ☐ ④ その他の事象(①～③以外の事象)				
事象等の経緯及び対応					

事象の原因等	・ 事象の原因(降雨状況・地理的条件など) ☐ 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 mm/h)			
	実施した水質測定の場合	・ 放流水質について (処理場名 :)		
測定物質		計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当
			/	☐ 該当する
			/	
			/	☐ 該当しない
			/	
・ 測定を行った理由 ()				
※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。				
事象への対応状況	☐ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 ()			
	☐ 関係機関への連絡 ()			
	☐ 関係機関の取った緊急措置 ()			
	☐ マスコミ対応 ()			
水道原水など利水への影響	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 ()			
再発防止策				

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

①：震度 5 弱以上の地震が発生した場合
②：風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（令和3年4月1日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）については、廃止します。

218

[illegible]



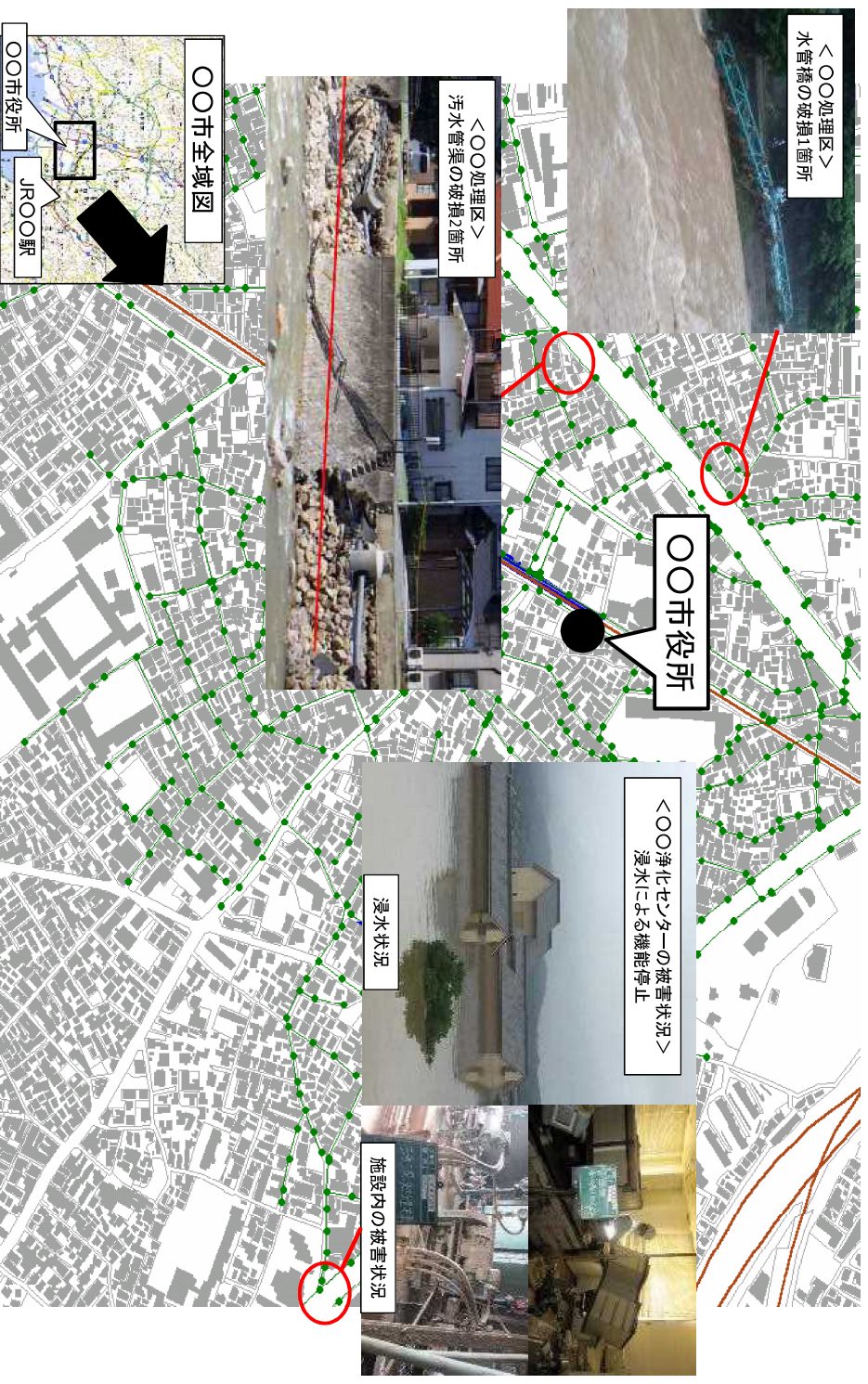
格式：

ミニマム

[illegible][illegible]

〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2(作成例)



〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2

221

<記載要領>

- 被害が確認された場合、作成時点で可能な範囲で本様式の作成をお願いします。
- 被害箇所の位置図(市町村全域及び被害箇所)と被害状況が分かる写真(被害箇所が多い場合は、代表的な箇所の写真で可)を記載・添付してください。その際、被害状況が分かるよう、必要に応じてコメント等を記載してください。
- 被害箇所数は、報告様式1で記載している被害状況等(応急復旧が必要な箇所)の数量と整合を図ってください。
- 被害箇所の位置図については、市役所や主要駅等のランページを記載してください。
- 1枚で収まらない場合は、複数枚になっても構いません。



下水道工事事故報告要領

第1 目的

下水道工事における事故の未然防止のために、事故事例を収集・蓄積し、共有することにより、下水道工事における安全対策に関する取り組みを推進することを目的とする。

第2 適用

本要領は、平成30年4月1日以降発生した工事事故より適用するものとする。

第3 対象

下水道工事に関係する死亡事故及び休業4日以上を負傷事故。

原則としてこれらの事故の全てを報告対象とし、特に、以下に該当する重大な事故については、当日中速やかに報告すること。

- ・死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- ・罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- ・第三者（民間人）が絡む人身事故
- ・ガス管に損傷を与えた物損事故
- ・上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

※ 重大な事故に該当しないことが明らかかな下水道工事事故で、休業4日以上となる事故が発生した場合も速やかに報告すること（遅くとも3日以内）。また、事故発生時点で休業4日以上を負傷かどうか判明しない場合は、報告をお願いする。

※ 下水道工事には、調査、点検、清掃等の維持管理作業は含まない（維持管理に関する事故は、従来どおり管理企画指導案に報告する）。

第4 手順

国土交通省への報告手順は以下のとおりとし、原則各地方整備局等を経由して報告するものとする。なお、重大な事故に該当する場合は、本省及び各地方整備局等に同時に報告するものとする。

報告にあたっては、報告様式（様式1）を使用するものとする（ただし、第1報に限っては、この限りではない）。なお、市町村（政令指定都市を除く）で事故が発生した場合には、都道府県を経由して、日本下水道事業団発注の工事については日本下水道事業団から国土交通省へ報告するものとする。

（報告手順）

第1報 事故が発生した工事の概要、事故発生経緯、被害状況を速やかに報告

第2報 事故災害状況、事故災害状況図、措置状況を報告

以降、別添様式に必要な事項を記載し、報告

※ 第3報以降の報告は、状況に応じて随時報告する。別添報告様式に全て記載が完了したことを確認し、報告は完了とする。

第5 死亡事故

死亡事故が発生した場合、第4に加えて報告者は事故事例シート（様式2）を作成するとともに、事故要因分析チェックリスト（様式3）に事故要因を記載の上、国土交通省へ提出するものとする。さらに、事故原因に対応した再発防止策、管内市町村への周知、注意喚起（都道府県のみ）、受注者に対する処分、関係機関（警察、労働基準監督署等）との協議・指導状況等を報告するものとする（様式自由）。

第6 報道

報道等への投げ込みを行う場合、国土交通省へ報告するものとする。また、報道等でとり扱われた場合、その内容を国土交通省へ報告するものとする。

第7 公表

地方公共団体等から報告があった事故については、国土交通省においてとりまとめの上、事故情報データベースとして、公表するものとする。ただし、事故が特定されるような情報は記載しない。

下水道工事に関する事故災害報告

第 報		現在									
都道府県名		事業主体名		事業種別	公共下水道	特公下水道	特環下水道	流域下水道	都市下水路	その他	
事故の発生した工事の概要											
工事名		工事費									
		工期	～								
		区分	補助		単独		合併				
工事場所			開削		推進		シールド				
元請業者名 (代表者氏名)		工事概要									
事故災害の状況											
発生日時			発生経緯 及び 内容 (事故原因)								
発生場所											
罹災者	(所属・氏名)	(性別)									
		(年齢)									
	従事作業										
	(被害状況)										
事故類型 該当する類型に○	① 墜落・転落 ② はさまれ・巻き込まれ ③ 飛来・落下 ④ 切れ・こすれ ⑤ 転倒 ⑥ 激突 ⑦ 土砂崩壊 ⑧ 交通事故 ⑨ 感電 ⑩ おぼれ ⑪ 火災・爆発 ⑫ 公衆災害 ⑬ 作業車両の横転 ⑭ その他										
措置状況 及び 対応方針	事故災害状況図 (別紙添付可)										
関係官署 事故調査 状況											
報道等の発表等											
備考											

下水道工事に関する事故災害報告

第〇報		(最終) 平成22年1月10日 18:00 現在									
都道府県名	〇〇県	事業主体名	△市	事業種別	〇 公共下水道	特公下水道	特環下水道	流域下水道	都市下水路	その他	
事故の発生した工事の概要											
工事名	〇地区汚水管建設工事	工事費	250,000,000								
		工期	H21.6.2 ～ H22.12.20								
		区分	〇	補助		単独		合併			
工事場所	△市〇地内		〇	開削		推進		シールド			
元請業者名 (代表者氏名)	□建設(株) 下水 二郎	工事概要	開削工 L=〇m マンホール設置 〇箇所 付帯工 1式								
事故災害の状況											
発生日時	平成22年1月8日 15:00		発生経緯 及び 内容 (事故原因)	発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できるだけ詳細に記入							
発生場所	△市〇地内										
罹災者	(所属・氏名)	(性別)									
	□建設(株) 開削三郎	男 (年齢)									
	従事作業	38									
	埋戻し工										
	(被害状況)										
事故類型 該当する類型に○	① 墜落・転落 ② はさまれ・巻き込まれ ③ 飛来・落下 ④ 切れ・こすれ ⑤ 転倒 ⑥ 激突 ⑦ 土砂崩壊 ⑧ 交通事故 ⑨ 感電 ⑩ おぼれ ⑪ 火災・爆発 ⑫ 公衆災害 ⑬ 作業車両の横転 ⑭ その他										
措置状況 及び 対応方針	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。 また、今後の対応方針(事故防止対策、工事の再開の目処等)を記入										
	事故災害状況図 (別紙添付可)										
関係官署 事故調査 状況	労働基準監督署、警察等の調査状況を記入										
報道等の発表等	有無を記入										
備考											

死亡事故要因分析チェックリスト

不安全な状態(直接的要因)

1. 物自体の欠陥 ☐
2. 防護措置・安全装置の欠陥 ☐
3. 物の置き方、作業箇所の欠陥 ☐
4. 保護具・服装等の欠陥 ☐
5. 作業環境の欠陥 ☐
6. 部外的・自然的な不安全な状態 ☐
7. 作業方法の欠陥 ☐
8. その他不安全な状態 ☐
9. 不安全な状態のないもの ☐

不安全な行動(間接的要因)

1. 防護・安全装置を無効にする ☐
2. 安全措置の不履行 ☐
3. 不安全な放置 ☐
4. 危険な状態を作る ☐
5. 機械・装置等の指定外の使用 ☐
6. 運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等 ☐
7. 保護具、服装の欠陥 ☐
8. その他の危険場所への接近 ☐
9. その他の不安全な行為 ☐
10. 運転の失敗(乗物) ☐
11. 誤った動作 ☐
12. その他不安全な行動 ☐
13. 不安全な行動のないもの ☐

安全管理上の欠陥(間接的要因)

1. 管理組織の欠陥 ☐
2. 部下に対する監督、指導の不足 ☐
3. 規程、マニュアル類の不備、不徹底 ☐
4. 適正配置の不十分 ☐
5. 安全衛生管理計画の不良 ☐
6. 健康管理の不良など ☐
7. 教育、訓練の不足 ☐

※ 事故が発生した要因について、分析し、起因したと想定される項目について、チェックボックスを■として下さい(複数選択可)

事故事例		
事故の程度	死亡	事故発生状況図
災害の種類	土砂崩落	
職種	普通作業員	
従事作業	管布設工事(開削工)	
災害発生状況	床均しを施工していた作業員がレーザーポイントで基準高を確認しながら後ろ向きで進行し、土留設置区間から外れた所で上部から土砂が崩れ、胸の辺りまで埋まってしまった。	
人的要因	・危険箇所の認識不足	
物理的要因	・土留工の不徹底	
管理的要因	・安全施設の点検不足 ・施工体制の確認不足	
考えられる再発防止策	・施工体制確認の徹底 ・仮設計画のチェック体制の確立	

不安全な状態

1. 物自体の欠陥	設計の不良、構成材料の欠陥、組立・工作の欠陥、老朽・疲労・使用限界、故障の未修理、整備の不良等
2. 防護装置・安全装置の欠陥	無防護、防護不十分、接地又は絶縁なし・不十分、遮蔽なし・不十分、区画・表示の欠陥等
3. 物の置き方、作業場所の欠陥	通路が確保されていない、作業箇所の間隔空間の不足、機械・装置・用具・仕器等の配置の欠陥、物の置き場所不適切、物の積み方・置き方の欠陥等
4. 保護具・服装等の欠陥	はき物を指定していない、手袋の使用禁止をしていない、保護帽を備えていない、安全帯を備えていない、その他保護具を指定していない、その他服装を指定していない。
5. 作業環境の欠陥	換気の欠陥、照明の不適當、有害なガス・蒸気・粉じん、その他作業環境の欠陥等
6. 部外的・自然的な不安全な状態	物自体の欠陥(部外の)、防護措置の欠陥(部外の)、物の置き方・作業場所の欠陥(部外の)、作業環境の欠陥(部外の)、交通の危険、自然の危険
7. 作業方法の欠陥	不適當な機械・装置の使用、不適當な工具・用具の使用、作業手順の誤り、技術的・肉体的な無理、安全の不確認(以前の)等
8. その他の不安全な状態	その他の不安全・不衛生な状態
9. 不安全な状態のないもの	不安全・不衛生な状態のないもの

不安全な行動

1. 防護・安全装置を無効にする	安全装置等はずす・無効にする、安全装置の調整を誤る、その他防護物をなくする
2. 安全措置の不履行	不意の危険に対する措置の不履行、合図・確認なしに機械・装置を動かす、合図・確認なしに車を動かす、合図なしに物を動かしまたは放す
3. 不安全な放置	機械・装置等を運転したまま離れる、機械・装置を不安定な状態にして放置する、工具・用具・材料・くず等を不安全な場所に置く等
4. 危険な状態を作る	荷等の積み過ぎ、組み合わせでは危険な物を混ぜる、所定のものを不安全なものに取り替える等
5. 機械、装置等の指定外の使用	欠陥のある機械・装置・工具・用具等を用いる、機械・装置・工具・用具等の選択を誤る、機械・装置等を指定外の方法で使う、機械・装置等を不安全な速さで動かす
6. 運転中の機械、装置等の掃除、注油、修理、点検等	運転中の機械・装置、通電中の電気設備、加圧されているもの、加熱されているもの、危険物が入っているものの等
7. 保護具、服装の欠陥	保護具を使用していない、保護具の選択・使用法の誤り、不安全な服装をする
8. その他の危険場所への接近	動いている機械・装置等に接近しまたは触れる、つり荷にふれ・下に入りまたは近づく、危険場所に近づく、確認なしに崩れやすい物にのりまたは触れる、吊り荷・バケット・搬器にのる、有害な場所に近づく、その他の不安全な場所へのる等
9. その他の不安全な行為	道具の代わりに手などを用いる、荷の中ぬき下ぬきをする、確認しないで次の動作をする、手渡しの代わりに投げる、飛び下り・飛びのり、不必要に走る、いたずら・悪ふざけ等
10. 運転の失敗(乗物)	スピードの出し過ぎ、その他の不安全な行動で
11. 誤った動作	荷などの持ちすぎ、物の支え方の誤り、物のつかみ方が確実でない、物の押し方・引き方の誤り、上り方・下り方の誤り等
12. その他の不安全な行動	その他の不安全・不衛生な行動
13. 不安全な行動のないもの	不安全・不衛生な行動のないもの

事務連絡
平成 30 年 4 月 2 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
(上記、各地方整備局経由)
市町村下水道担当課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事故報告要領の改定について

下水道工事の事故防止にあたっては、H21.12.24 付事務連絡「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて」において「下水道工事故報告要領」を通知し、下水道工事故についてご報告いただくとともに、国土交通省へ報告のあった事故についてとりまとめた「下水道セーフティネット」を毎月送付し、事故を未然防止するための取り組みを要請しているところです。また、下水道工事において発生する死亡事故等の重大な事故情報を迅速に把握することを目的として、H29.4.3 付事務連絡「下水道工事故報告要領の改訂について」において報告をお願いしているところです。

今回、下水道工事に関する事故の報告対象を追加し、別紙のとおり要領を改定いたしましたので、平成 30 年 4 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

あわせて、より一層の安全対策の徹底と工事現場における安全管理の強化をお願いいたします。

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分 現在)

事 務 連 絡
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

担当: 氏名:
連絡先電話番号: E-mail:

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日 ころから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット[※]等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成 2 9 年度より事故報告様式を別紙 1、2 のとおり変更を行うこととしたので、平成 2 9 年 4 月 1 日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙 1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書（様式、記入例、水質事故等分類表）
- ・別紙 2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書（様式、記入例、人身事故分類表）

※下水道セーフティネット URL
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

事故分類	☐ 水質事故 ☐ その他案件																			
都道府県名		事業者		事業種別	☐ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道 ☐ 流域下水道 ☐ 都市下水路 ☐ その他															
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																			
発生場所	・発生場所(関係処理場)等																			
	・放流先河川名(海域名) ☐ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)																			
施設損傷について	☐ 有 ☐ 無 施設・設備名: 供用年数 年 / 耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)																			
事故類型	水質事故 「その他案件」の場合は記入不要	☐ ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) ☐ ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) ☐ ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 ☐ ④ 雨水管からの悪質下水の流出 ☐ ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 ☐ ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																		
		原因者 ☐ 1. 下水道管理者(委託を含む) ☐ 2. 民間事業者(一般人を含む) ☐ 3. その他(天災、原因不明を含む)																		
事故等の経緯及び対応																				
事故の原因等		・事故の原因 ・原因物質とその量 ・放流水質について (処理場名 :) <table><tr><td>測定物質</td><td>計測値</td><td>基準値(下水道法 / 水濁法等)</td><td>採水日</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr></table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。				測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/		
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考																
		/																		
		/																		
事故への対応状況		☐ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () ☐ 関係機関への連絡 () ☐ 関係機関の取った緊急措置 () ☐ マスコミ対応 ()																		
水道原水など利水への影響		☐ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																		
再発防止策																				

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 1 報 (平成29年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: ○○県○○市下水道部下水道課 氏名: 連絡先電話番号: E-mail:

事故分類	☒ 水質事故 ☐ その他案件																	
都道府県名	○○県	事業者	△△△市															
発生日時	平成29年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。																	
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ○○市△△町□□丁1-2 (○○浄化センター) ・放流先河川名(海域名) 一級河川○○川																	
施設損傷について	☒ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等) ☒ 有 ☐ 無 施設・設備名: 管渠(ヒューム管Φ300)(自然流下) 供用年数 65年/耐用年数 50年 (メンテナンスの状況について) (例) 毎年一回、マンホール蓋及びマンホール内の目視点検を実施。管路については、5年に一度、カメラ調査を実施。(昭和27年に施工)																	
事故類型	☐ ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) ☐ ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) ☐ ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 ☐ ④ 雨水管からの悪質下水の流出 ☒ ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 ☐ ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																	
原因者	☐ 1. 下水道管理者(委託を含む) ☐ 2. 民間事業者(一般人を含む) ☒ 3. その他(天災、原因不明を含む)																	
事故等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 ○○市○○町の歩道内のマンホールから汚水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 ○○市下水道部管理課職員が現場を確認、管渠が閉塞していると想定。○○市環境課、○○警察署、○○消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者(株)○○へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した汚水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 閉塞原因物質(繊維質のものや油脂類が固化したもの)を回収し、閉塞を解消。道路上の清掃完了。 14:00 ○○市環境課立会いのもと、水域への汚水の流出はなく、道路上への流出汚水が少量であったこと、流出汚水の回収を行い、残った汚水についても水による希釈を十分におこない合流管へ排出したこと、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。																	
事故の原因等	・事故の原因 (例) 民間事業者又は一般家庭から排出されたと想定される油脂類とオムツなどの繊維質が絡まり管路を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた。 (例) ○○会社△△工場(特定事業場)から誤って有害物質を下水道に流入させた為、処理場からの放流水質が基準値を超過した。 (例) 処理場の施設設備に経年劣化による故障が発生した為、未処理水が公共用水域に放流された。 ・原因物質とその量 (例) 汚水○○L (例) 悪質下水の流入 (鉉油類 20mg/L (排水基準値:5mg/L)) 100L (例) 特定事業所から悪質下水の排水 (シアン2mg/L (排水基準値:1mg/L)) 50L ・放流水質について (処理場名: ○○浄化センター) <table><thead><tr><th>測定物質</th><th>計測値</th><th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th><th>採水日</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>BOD</td><td>50mg/L(500mg/L(1日平均値))</td><td>15mg/L</td><td>4/1</td><td></td></tr><tr><td>シアン</td><td>0.1mg/L(1日平均値)</td><td>1mg/L</td><td>4/1</td><td></td></tr></tbody></table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。			測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考	BOD	50mg/L(500mg/L(1日平均値))	15mg/L	4/1		シアン	0.1mg/L(1日平均値)	1mg/L	4/1	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考														
BOD	50mg/L(500mg/L(1日平均値))	15mg/L	4/1															
シアン	0.1mg/L(1日平均値)	1mg/L	4/1															
事故への対応状況	☒ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) ☒ 関係機関への連絡 (例: 水濁協への連絡、関係利害者への連絡) ☒ 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) ☒ マスコミ対応 (例: ○時に○○記者クラブに一報を投げ込み)																	
水道原水など利水への影響	☒ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川○○川への放流水質悪化のため、処理場下流側○○市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)																	
再発防止策	例: 原因物質からの原因者特定が困難であるため、今後、市報や自治会回覧を用いて住民への注意喚起を行う。また、閉塞箇所付近、及び上流側にある飲食店への除害施設の管理状況の確認と指導を行う。(別紙参照)																	

複数の設備が損傷した場合は、主となる設備について記入してください。

施設の種類についても記入してください。(自然流下式管渠、圧力式管渠等)

事故の経緯及び各種対応を時系列にて記入してください。

原因物質、量、または水質基準(特定基準等)について、出来る限り詳細に記入してください。

関係処理場における放流水の水質について、記入してください。

基準値は、「下水道法の基準」と「水濁法等の基準(上巻を参照)」の両方の基準値の記入をしてください。

※原因物質による放流水の水質基準超過がなかった場合は、その事を記入してください。

記入例1: BODの値が下水道法の基準を超過した。

記入例2: 事業場から基準値を超過するシアンが排出されたが、処理場放流水質については、基準値内であった。

再発防止措置について、記入してください。

事故分類	事故類型	分類の説明	事故例
水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) ②悪質下水の流入(放流水質が基準に適合) ③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 ④雨水管からの悪質下水の流出 ⑤下水道施設からの下水等の流出 ⑥その他事故(①～⑤以外の事故)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したことの原因で、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故 汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したが、処理場からの放流水の水質が基準に適合できた事故 設備の故障や誤操作等により、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故 雨水管に汚水や油等が流入し、河川や海などに流出した事故 管路施設の破損等により、下水や汚泥等が道路などに流出した事故 ①～⑤に分類されない水質等に関わる事故	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準を超過した事故 ・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したが、処理場における処理等で放流水の水質が基準を超過しなかった事故 ・反応槽のプロパ故障により、放流水の水質が基準を超えた事故 ・最終沈殿池より、汚泥が流出し、放流水の水質が基準を超えた事故 ・民間施設より重油が漏れ、雨水管に流入し、河川に流出した事故 ・排水設備の振接継により、汚水が雨水管に流入し、河川に流出した事故 ・管渠の破損により、海へ汚水が流出した事故 ・マンホールボアが停止し、マンホールから汚水が道路に溢出した事故 ・管内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢出した事故 ・管内で硫化水素が発生し、異臭騒ぎ ・処理場内の除菌作業で発生した刈草が車のマフラーの熱で発火した案件 ・中継ポンプ場へ侵入され、窓ガラスを割られた案件 ・施設設備損傷が発生したが、迅速な対応を行った為、水質事故とはならなかった案件。

＜参考＞

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

別紙 2

様式

様式

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報		現在									
都道府県名		事業者		事業種別	公共下水道	特公下水道	特環下水道	流域下水道	都市下水路	その他	
事故災害の状況											
発生日時					発生経緯 及び 内容 (事故原因)						
発生場所											
罹災者	(所属・氏名)		(性別)								
			(年齢)								
	従事作業										
	(被害状況)										
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ	
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他							
措置状況					事故災害状況図 (別紙添付可)						
関係官署 事故調査状況											
再発防止策	(別紙添付可)										
報道等の発表等											
備考											

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第〇報		(最終) ▲最終報告の場合、(最終)と記入									
		18:00 現在									
都道府県名	〇〇県	事業者	△△市	事業種別	公共下水道	特公下水道	特環下水道	流域下水道	都市下水路	その他	
事故災害の状況											
発生日時	平成29年4月1日 15:00頃				請負業者等の場合、会社名(〇次下請)と追記			発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入			
発生場所	△△市 〇〇処理場										
罹災者	(所属・氏名)		(性別)								
	自治体職員		男								
	下水三郎		(年齢)								
	従事作業		38								
放流水質調査				発生経緯 及び 内容 (事故原因)							
(被害状況)											
事故類型説明シートを参考に該当する類型に〇				右手中指骨折(全治4週間)							
事故類型	〇 ① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ	
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他							
措置状況	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。				事故災害状況図 (別紙添付可)						
関係官署 事故調査状況	労働基準監督署、警察、他部局等の調査状況を記入										
再発防止策	(別紙添付可)				再発防止策を記入						
報道等の発表等		有無を記入									
備考											

<参考>

人身事故分類表

事故種別	事故類型	事故事例
死亡事故	① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
	② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
	③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
	④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
	⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
	⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
負傷事故	⑦ 土砂崩壊	土砂等がくずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
	⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
	⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
	⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
	⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
	⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
	⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
	⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当チームリーダー

殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について

近年、下水道管路の老朽化等に起因する道路陥没事故が年間に約 3,300 件発生しており、中には、第三者が巻き込まれるなど重大な事故に繋がる道路陥没も発生しているところです。国土交通省としては、特に社会的影響が大きいと思われる道路陥没について、早期に把握する必要があることから、道路陥没事故が発生した場合の報告について、下記のとおり要領を定めましたので、平成 29 年 4 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

記

- 情報提供対象とする道路陥没
 - 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
 - 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故
 - 第三者（民間人）が絡む事故
 - メディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故
- 様式
 - ・別添の【様式 1】【様式 2】に必要事項を記入の上ご報告お願いします。
- 添付資料
 - ・図面（平面図、断面図、ポンプ場からの圧送管布設距離が把握可能な図面）、写真（道路陥没状況、作業状況、老朽管の状況、復旧状況）、新聞記事等

4. その他

- 第1報は速やかに情報を把握（新聞報道やTV報道前）するため、当日中に報告することとし、その際には本省、地方整備局等に同時に報告すること。また、第1報の添付資料は陥没状況の写真添付程度で情報提供。（その他図面、詳細な写真等については可能な範囲で事故発生日に提出。）
- 第2報は新聞報道内容の事実関係について自治体に確認した結果や、復旧状況、追加調査結果等とする。
- 第3報以降（最終報告）は現場追加調査状況、最終復旧（管更生完了等）の情報提供。
- 【様式1】については速やかに、【様式2】については最終報告時点での提出をお願いする。

下水道施設(工事)に関する道路陥没事故報告

第1報

1200 報告

都道府県名	〇〇県	事業主体名	〇〇市	事業種別	☐ 公共下水道	☐ 給下水水道	☐ 特殊下水道	
					☐ 流域下水道	☐ 都市下水道	その他	
陥没事故の状況								
発生日時	平成 年 月 日 午前 時 分 ごろ			発生経緯 及び 内容 (事故原因)				
発生場所	〇〇市〇〇町〇〇							
	〇〇道〇〇線(歩道・車道)							
	(所属・氏名)	(性別)						
	(年齢)							
罹災者情報	被害状況							
下水道管渠	〇〇〇〇の汚水管			管種	〇〇管			
整備年度	昭和〇〇年度			経過年数	約〇〇年			
土質	〇〇m							
事故類型	[1]	腐食の恐れ			[2]	[1]が「〇」の場合の判定要理由		
	[3]	老朽管(50年経過管)に該当の有無			[4]	緊急度の判定		
	[5]	[4]欄で「判定をしていない」を選択した場合、緊急度の判定をしていない理由						
措置状況				下水道管の流下状況				
				現時点の対応状況				
関係官署 事故調査状況				今後の対応				
陥没による影響								
報道等の発表等	有	全国版 読売新聞(〇面)、毎日新聞(〇面)				〇月〇日〇時に記者発表済		
陥没事故が発生した工事の概要(工事に伴って発生した場合に記載)								
工事名	工事費		25,380,000					
	工期	H28.2.11 ~ H29.1.31						
工事場所	区分	☐ 補助	☐ 単独	合併				
		☐ 開削	☐ 推進	シールド				
元請業者名 (代表者氏名)	工事概要							
備考								

●記載要領

[1]欄

陥没した箇所が、腐食の恐れの大い箇所該当する場合は「有」を、そうでない場合は「無」を選択して下さい。
建設中は「施工中」を選択

[2]欄

腐食の恐れがあるかどうかの判定は、12月発出の国交省調査(下水道管渠の点検・調査に関する実態調査について)で腐食の恐れありかどうかで判定したかで判断して下さい。

[3]欄

[1]欄で「有」を選択した場合に記載が必要です。
[1]欄で「有」以外を選択した場合は、「-」を選択
腐食の恐れがあるかどうかの判定は、12月発出の国交省調査(下水道管渠の点検・調査に関する実態調査について)で腐食の恐れありかどうかで判定したかで判断して下さい。
[1]欄で「有」を選択した場合、腐食の恐れありとした理由として、以下の4つの理由の中から選択して下さい。
・圧送管吐出し汚泥
・成層の大い箇所
・伏流し下流部
・その他の理由

[4]欄

陥没した箇所が、老朽管に該当する場合は「有」を、そうでない場合は「無」を選択して下さい。
建設中は「無」を選択

[5]欄

老朽管かどうかは、布設後50年経過しているかどうかで判定して下さい。
陥没した箇所の管渠の緊急度の判定結果について選択して下さい。
判定している場合は、「緊急度Ⅰ」、「緊急度Ⅱ」、「緊急度Ⅲ」、「劣化なし」のいずれかを選択願います。
点検の実地のみ(調査は未実施)で改善が必要と判断した場合は「緊急度Ⅰ」を選択して下さい
なお、それ以外で緊急度の判定していない場合は「判定していない」を選択して下さい。
[4]欄で「判定していない」を選択した具体的な理由を、記載願います。

※

陥没事故による影響を記載
例：(〇〇軒の下水道の使用制限を実施)
(〇〇川へ汚水が流出)
(〇〇日間の通行止)

下水道施設(工事)に関する道路陥没事故報告

第1報				12:00			現在			
都道府県名	〇〇県	事業主体名	〇〇市	事業種別	〇	公共下水道	特公下水道	特環下水道		
						流域下水道	都市下水路	その他		
陥没事故の状況										
発生日時	平成 年 月 日 午前 時 分ごろ			発生経緯 及び 内容 (事故原因)	〇陥没の規模 長さ 約1.0m 幅 約0.7m 深さ 約0.5m 長さ 約1.0m 幅 約0.7m 深さ 約0.5m(空洞部)					
発生場所	〇〇市〇〇町〇〇				〇陥没被害状況 マンホール部分の陥没による自動車のバンク 被害車両7台 ※罹災者がいる場合は罹災者情報記載					
	〇〇道〇〇線(歩道・車道)									
罹災者情報	(所属・氏名)		(性別)		〇発生原因 マンホール回りの転圧不良部への雨水進入 (継続調査中)					
			(年齢)							
	被害状況									
下水道管渠	φ〇〇〇の污水管			管種	〇〇管					
整備年度	昭和〇〇年頃			経過年数	約〇〇年					
土被り	〇〇m									
事故類型	[1]	腐食の恐れ	該当の有無		[2]	【1】が「〇」の場合の判定委理由				
			事業主体名			圧送管吐出先				
	[3]	老朽管(50年経過管)に該当の有無		[4]	緊急度の判定					
		有、無			緊急度Ⅰ					
	[5]	【4】欄で「判定をしていない」を選択した場合、緊急度の判定をしていない理由								
措置状況	午前 時 分ごろ 事故発生 午前 時 分 被害者から警察に入電 午前 時 分 警察から市宿直に入電 午前 時 分 現場規制 午前 時 分 市現場着 午前 時 分 復旧作業着手			下水道管 の流下状 況	汚水の流下機能に影響なし。					
	午前 時 分 復旧作業完了見込み			現時点の 対応状況	陥没箇所を埋め戻し、路面の仮復旧済。					
関係官署 事故調査 状況				今後の対 応	道路陥没事故調査委員会を設置し、陥没原因 等の分析、詳細調査を実施する。周辺管渠のT Vカメラ調査、空洞化調査及び、硫化水素濃度 の測定を実施し、〇〇市全域で〇〇を対象に 一斉点検の実施予定。					
報道等の発表等	有	全国面	読売新聞(〇面)、毎日新聞(〇面)			〇月〇日〇時に記者発表済				
		地方面								
陥没事故が発生した工事の概要(※工事に伴って発生した場合に記載)										
工事名	〇地区污水管建設工事			工事費	25,380,000					
				工期	H28.8.31 ~ H29.1.31					
				区分	〇	補助		単独		合併
工事場所	△市〇地内				〇	開削		推進		シールド
元請業者名 (代表者氏名)	□建設(株) 下水 二郎			工事概要	開削工 L=〇m マンホール設置 〇箇所 付帯工 1式					
備考										

※第一報(速報)は分かる範囲で記載し送付して下さい。その後は、詳細が分かり次第、追記、変更して順次送付して下さい。

●記載要領

【1】欄 陥没した箇所が、腐食の恐れの大い箇所該当する場合は「有」を、そうでない場合は「無」を選択して下さい。
建設中は「施工中」を選択

腐食の恐れがあるかどうかの判定は、12月発出の国
交省調査(下水道管渠の点検・調査に関する実態調
査について)で腐食の恐れありかどうかで判定したか
で判断して下さい。

【1】欄で「有」を選択した場合に記載が必要です。
(【1】欄で「有」以外を選択した場合は、【-】を選択)

【1】欄で「有」を選択した場合、腐食の恐れありとした理由として、以下の4つの理由の中から選択して下さい。
・圧送管吐出先落差
・段差の大い箇所
・伏越し下流部
・その他の理由

陥没した箇所が、老朽管に該当する場合は「有」を、
そうでない場合は「無」を選択して下さい。
建設中は「無」を選択

【4】欄 老朽管かどうかは、布設後50年経過しているかどうかで判定して下さい。

陥没した箇所の管渠の緊急度の判定結果について
選択して下さい。

判定している場合は、
「緊急度Ⅰ」、「緊急度Ⅱ」、「緊急度Ⅲ」、「劣化なし」
のいずれかを選択願います。
点検の実施のみ(調査は未実施)で改築が必要と
判断した場合も
「緊急度Ⅰ」を選択して下さい

なお、それ以外で緊急度の判定していない場合は
「判定していない」を選択して下さい。

下水道管損傷における陥没事故（H30.4.1〇〇市）

【〇〇市における下水道管損傷における陥没事故】

- 発生日時

：平成30年4月1日（日） 9:00
- 発生場所

：〇〇市〇〇地内
〇〇道〇〇線（歩道・車道・交差点等）
- 陥没範囲
■第三者被害

：幅0.5m、長さ0.8m、深さ0.3m
：なし
- 事故原因

：送水管φ500の劣化により管厚が薄くなっている
ところが損傷（クラック）し、漏水を起こした
ことに伴い、土砂が流出し陥没を引き起こしたと
想定される。
- 整備年度
■経過年数
■影響

：昭和63年度
：29年
：〇〇軒で下水道の使用制限を実施
〇〇川へ汚水が流出
〇〇日間の通行止
- 報 道

：なし

【発生場所】



【状況図】



【陥没状況や影響】

